

## 都市計画法第 29 条（開発許可）申請等における 擁壁の構造審査等について

豊中市では、都市計画法第 29 条の開発許可申請等における擁壁の構造審査及び宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）の確認を円滑に行うため、次のとおり事前審査等を行っております。

- 豊中市土地利用の調整に関する条例（以下「条例」）第 23 条第 1 項の規定に伴う『開発行為等協議申出書』の下見用の図書等を提出する際、次の【擁壁の構造事前審査用図書】、【盛土規制法の事前確認用図書】を別冊で 1 部提出してください。

※図書の提出が不要な場合があるため、事前に打合せをしてください。また、不足する図書がある場合は、事前審査等ができないことがあります。

**【擁壁の構造事前審査用図書】**（条例第 2 条第 5 号「ア」に該当し、1m を超える擁壁を新設する場合）

- 現況平面図、現況断面図
- 土地利用計画図
- 造成計画平面図、造成計画断面図
- 予定建築物平面図・立面図・断面図
- 排水計画平面図、排水計画断面図（参考図）
- 擁壁関係図書  
擁壁の配置図、展開図、構造図（見え高 1m 以下の擁壁含む）、構造計算書（支持力検討書含む）、地盤調査資料一式 その他必要書類（透水マットの認定証及び設計施工要領（大阪府仕様）等）

**【盛土規制法の事前確認用図書】**（条例第 2 条第 5 号「ア」、「イ」、「ウ」のいずれかに該当し、盛土で 2m を超える高低差が生じる又は盛土切土で高さが 30 cm を超える造成をする場合）※物件によって提出不要な場合があるため、事前に打合せのこと。

- 造成計画平面図、造成計画断面図
- 盛土切土求積図（盛土切土高さ 30 cm 以下を除く。）

- 【擁壁の構造事前審査用図書】又は【盛土規制法の事前確認用図書】の内容を確認し、質疑や指摘事項がある場合は連絡します。担当者とは日程調整の上、再度打合せをしてください。
- 図面や構造計算書等に訂正及び変更が生じる場合は、条例協議終了までに訂正等してください。
- 条例協議終了後に図面に訂正等が生じる場合は、条例の変更手続きが必要となる場合があります。

〔お問い合わせ先〕  
豊中市 都市計画推進部  
開発審査課 開発検査係  
Tel. 06-6858-2862